

京都市の15歳以上は9人に1人が学生！

政令指定都市の行政区別労働力状態別15歳以上人口 —平成22年国勢調査結果から—

総務省統計局から公表された平成22年国勢調査結果のうち、労働力状態別15歳以上人口を用いて、平成22年10月1日現在の政令指定都市（19市（注1））の行政区別の学生の割合をご紹介します。

（注1） 熊本市（平成24年4月に政令指定都市へ移行）は、行政区別の数値が得られないため、この記事では除外しています。

○「労働力状態」とは？

「労働力状態」とは、15歳以上の人を、「平成22年9月24日から30日までの1週間に、収入を伴う仕事をしたかどうか。」で区分したものです。「労働力人口」は、「就業者」と「完全失業者」の合計を指し、このうち「就業者」は、「主に仕事」、「家事のほか仕事」、「通学のかたわら仕事」、「休業者」に分類されます。また、「非労働力人口」は、「家事（主に炊事や育児等をしていた場合）」、「通学（主に通学していた場合）」、「その他（どの区分にも当てはまらない（高齢等の）場合）」に分類されます。

○政令指定都市の15歳以上人口に占める学生の割合（労働力状態「不詳」を除く。）

京都市の15歳以上人口（労働力状態「不詳」を除く。）のうち、非労働力人口の「通学」が占める割合は8.5%（約12人に1人）、労働力人口の「通学のかたわら仕事」は2.6%（約38人に1人）、2つの合計である「学生（注2）」は11.0%（約9人に1人）で、いずれも政令指定都市で最も高くなりました。また、「学生」に占める「通学のかたわら仕事」の割合は23.3%で、学生の約4人に1人が収入を伴う仕事をしていました。 **（表-1参照）**

（注2） この記事では、「非労働力人口の「通学」と「労働力人口の「通学のかたわら仕事」との合計を「学生」としていますが、例えばフルタイムで勤務しつつ大学院に通う方は「主に仕事」に分類されるため、学生全てを網羅した数字ではありません。

図-1 政令指定都市の15歳以上人口に占める「通学」及び「通学のかたわら仕事」の割合（労働力状態「不詳」を除く。）

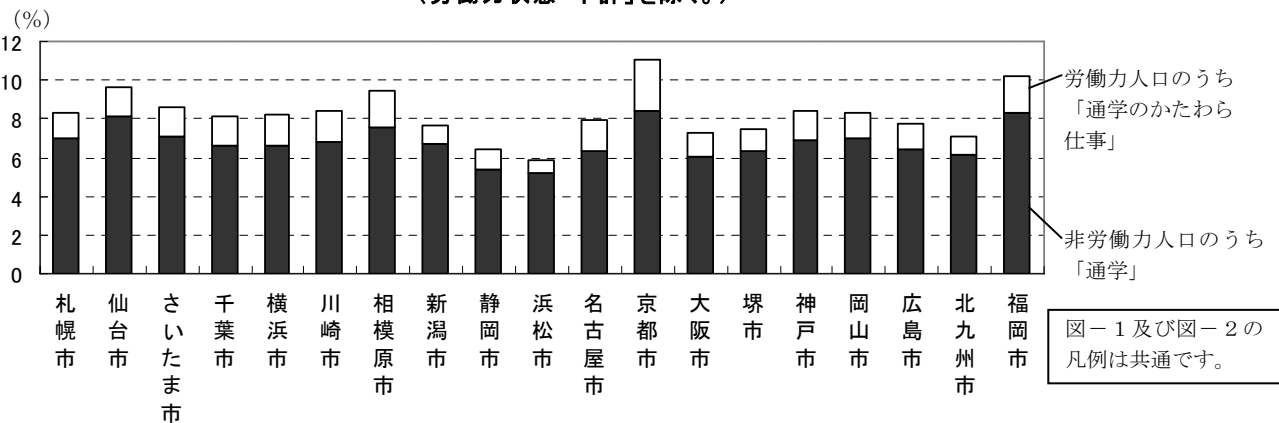
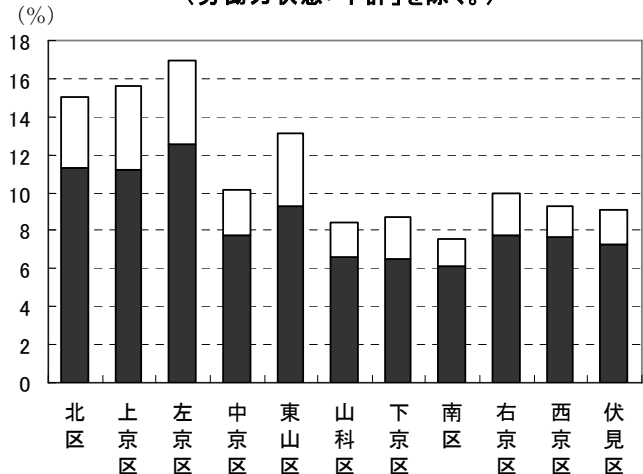


図-1及び図-2の凡例は共通です。

○行政区別の15歳以上人口に占める学生の割合（労働力状態「不詳」を除く。）

京都市の11行政区の15歳以上人口（労働力状態「不詳」を除く。）のうち、「学生」が占める割合を、他の18政令指定都市の159行政区と併せた170行政区で比べると、左京区（16.9%）が170区中1位、上京区（15.6%）が2位、北区（15.1%）が4位、東山区（13.1%）が6位となり、ベスト10に4行政区が入りました。3位は福岡市城南区（15.2%）でした。また、「学生」に占める「通学のかたわら仕事」の割合を比べると、東山区（29.4%）が170区中1位、上京区（28.5%）が3位、左京区（26.1%）が4位、下京区（25.7%）が5位、北区（25.2%）が8位となり、ベスト10に5行政区が入りました。2位は名古屋市昭和区（28.7%）でした。 **（表-1参照）**

図-2 京都市の行政区別15歳以上人口に占める「通学」及び「通学のかたわら仕事」の割合（労働力状態「不詳」を除く。）



この統計トピックに掲載しているデータ（「Microsoft Excel」形式）をはじめ、平成22年国勢調査結果を、「京都市の統計情報（Statistics Kyoto City）」（<http://www.city.kyoto.jp/sogo/toukei/index.html>）に掲載しています。

